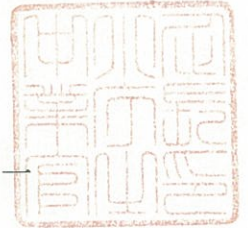


平成 20・08・06 中庁第 4 号

平成 20 年 8 月 8 日

全国中小企業団体中央会
会長 佐伯 昭雄 殿

中小企業庁長官 長谷川 榮



原油・原材料価格の高騰に係る下請中小企業向け追加対策に関する協力要請について

「地域力連携拠点」の運営、「下請かけこみ寺」との連携をはじめとして、中小企業行政につきまして、日頃から御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、原油・原材料価格の高騰により、収益が圧迫され、価格転嫁が困難であるなど、中小企業をめぐる経営環境は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の下、経済産業省として、累次の対策をとってきたところでありますが、今般経済産業大臣の指示を受け、「原油・原材料価格高騰に係る下請中小企業向け追加対策」(別添)を発表しました。本対策の中では、収益が圧迫されている中小企業の声を踏まえ、中小企業の立場に立った相談体制の整備や下請代金支払遅延等防止法(以下「下請代金法」という。)の運用強化に取り組んでいくこととしております。

具体的には、

- 1 各経済産業局及び下請かけこみ寺本部（（財）全国中小企業取引振興協会）における平日の相談時間の延長及び土曜日の相談の実施
- 2 原油・原材料価格高騰時における下請代金法の「買ったたき」の具体的内容の明示
- 3 下請代金法に照らし問題がある可能性があると考えられる親事業者に対する特別事情聴取の実施
- 4 原油・原材料の価格高騰の影響が強い業種に属する親事業者に対する特別立入検査の実施
- 5 下請適正取引ガイドラインのフォローアップの実施
- 6 厚生労働省からの通報制度の新設
であります。

つきましては、下請中小企業対策の実効性を上げるため、貴団体と全国レベル、地域レベルで密接な連携をとらせて頂きたいと考えておりますので、貴団体におかれて、経済産業局及び下請かけこみ寺本部における相談体制の拡充をはじめとした今般の対策について、傘下団体を通じて中小企業に周知徹底していただけますようお願い申し上げます。

また、昨年12月11日に「原油価格等の上昇に伴う下請代金支払遅延等防止法違反の疑いのある行為に関する情報提供要請について」で、中小企業からの情報の提供を促すよう依頼申し上げましたが、再度周知していただけますよう併せてお願い申し上げます。